

国家公務員倫理法に基づく本省課長補佐級以上に相当する職員及び倫理監督官の指定について

平成15年4月1日
理事長決定
最終改正 令和3年6月25日

(本省課長補佐級以上に相当する職員)

- 1 国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）第2条第2項第5号に規定する同項第1号に掲げる職員に相当する職員は、独立行政法人統計センター職員給与規程（統計センター規程第16号）第6条第2項第1号に掲げる事務職俸給表の職務の級5級以上の職員、同項第3号及び同項第4号の職員とする。

(倫理監督官の指定)

- 2 倫理法第39条第1項に規定する倫理監督官は、理事長とする。

附 則（平成22年3月31日）

この決定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日）

この決定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月25日）

この決定は、令和3年7月1日から施行する。